

平成 23 年 1 月 13 日
104 会議室

平成 23 年第 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成23年第1回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成23年1月13日（木）
- | | | | | |
|-----|----|-------------|--|--|
| 開会 | 午後 | 1時30分 | | |
| 閉会 | 午後 | 2時13分 | | |
| 休憩① | 午後 | 1時59分～2時00分 | | |
| 休憩② | 午後 | 2時11分～2時12分 | | |
- 2 場 所 104会議室
- 3 出席委員 中 村 祐 治 田 中 健 一
宮 田 由 香 古 岡 邦 人
澤 利 夫
- 署名委員 宮 田 由 香
- 4 説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 教育長 | 澤 利夫 | 教育部長 | 近藤 忠信 |
| 教育総務課長 | 小林 健司 | 指導課長 | 並木 浩子 |
- 5 会議に出席した事務局の職員
- | | | |
|----------|-------|-------|
| 教育総務課庶務係 | 高木 健一 | 鈴木 啓史 |
|----------|-------|-------|

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 号 平成 2 3 年度学校教育の指針について
- (2) 議案第 2 号 専決処分について(立川市公立学校教員の内申について)(秘密会)

2 協議

- (1) 教育委員学校訪問にかかる基本的考え方について

3 報告

- (1) 入学式・卒業式の適正実施について(通知)

4 その他

平成23年第1回立川市教育委員会定例会議事日程

平成23年1月13日

104 会議室

1 議案

(1) 議案第1号 平成23年度学校教育の指針について

(2) 議案第2号 専決処分について(立川市公立学校教員の内申について)(秘密会)

2 協議

(1) 教育委員学校訪問にかかる基本的考え方について

3 報告

(1) 入学式・卒業式の適正実施について(通知)

4 その他

◎開会の辞

○中村委員長 ただいまから、平成23年第1回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員ですが、宮田委員、お願いできますか。

○宮田委員 はい。

○中村委員長 お願いいたします。

本日は、議案2件、協議1件、報告1件、その他は議事進行過程で確認いたします。

事務局の出席者の確認をお願いします。近藤教育部長、お願いいたします。

○近藤教育部長 本日の出席者でございますが、教育部長近藤のほか、小林教育総務課長、並木指導課長でございます。よろしくお願いいたします。

○中村委員長 よろしくをお願いいたします。

◎議 案

(1) 議案第1号 平成23年度学校教育の指針について

○中村委員長 それでは早速、議事に入っていきたいと思います。

議案第1号、平成23年度学校教育の指針について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 それでは、議案第1号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、立川市教育委員会の教育目標の一部改定が行われまして、それを受けました形で学校教育の指針の内容の訂正、改訂を行うものでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。これにつきましては、前回、第24回定例会でご協議をいただいて、表記方法等を精査した上で議案として提出したものでございます。

○中村委員長 詳細な説明は並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 それでは詳細につきまして、報告をいたします。

本日お配りいたしました資料は、その成文にあたるものと、修正箇所等がお分かりいただける資料の2点を用意してございます。

前回いただきましたご意見を反映させて、修正いたしました主な箇所について、ご説明をいたします。

まず【確かな力】、1「確かな力の育成を図る教育の推進」については、何箇所かご指摘をいただきました文言を加えるとともに、その意味の明確化、強調、重点化を行いました。項目がアからキまで示してございますが、特にキの項目につきましては、生きる力の基盤としての健康・体力づくりとしての視点を明確にした表現といたしました。

次に【やさしい心】、2「自他の生命を尊重し、やさしい心をはぐくむ教育の充実」、これにつきましては、同じように何箇所か文言を加える、また、言葉の配列を整理したりするなど、意味をより明確にするとともに、表現を分かりやすいものといたしました。

続きまして【個を輝かせ】、3「よさを伸ばし、個を輝かせる教育の充実」につきましては、項目のアからオまでのすべての項目にご指摘をいただきました文言を加えるとともに、特にアとイの部分につきましては取り組みを具体的にするとともに、子どもたちに身に付けさせることを目指す力、また態度等を明確に示したところでございます。

なお、【社会のために】、4「生き方を考え、社会のために役立とうとする意識をはぐくむ教育の充実」につきましては、前回の教育委員会でご協議をいただいた後の文言修正等は特にしてございません。

全文の修正点等の詳細につきましては、先ほどご紹介を申し上げましたお手元の資料にお示ししましたので、こちらをご覧くださいければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

○中村委員長 提案ありがとうございました。

これは平成21年から継続的に定例会で協議や報告などで議論を煮詰めて、最後に議決された立川市学校教育振興基本計画の下で作成され、昨年の第24回定例会で協議したものを、今、並木指導課長から文言の追加とか重点化あるいは明確化など説明がございましたけれども、表現方法を精査して最終の確認段階の正式な議案として扱うものでございます。

議案のみで決めるのではなくて、まず協議で皆さんに自由活発にご意見をいただいて、そこである程度練ったものを正式な議案として扱うというようにやり方も改善してきたところで、そういう意味で前回の討議内容を踏まえまして、ご意見、感想などありましたらお願いしたいと思います。

宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 よりよい形で整えて、意見を反映していただいてありがとうございます。

質問ですが、【個を輝かせ】のアとウのところに、「理解」の前に「正しく」もしくは「正しい」という「理解」に対しての形容がついているのですが、あえてこの「正しい」という言葉は入れる必要があるのか。もしあるとすればどういった意味があるのかお聞かせいただきたいと思います。

○中村委員長 並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 まずアにつきましては、障害等に対する正しい理解ということですが、障害といいますと、これは大変残念なことではありますけれども、十分な理解が計られないために一方的な見方になってしまったりとか、偏見につながってしまったりする、そういったことが人権の課題等に係わっては非常に多くございます。

障害の理解などにつきましても、本当に簡単な知識のみで、あと憶測で、こういう障害はこういう不便なことがあるのではないかということを推測してしまっただけで理解したつもりになっているとか、そういったことが偏見などにつながる可能性が大変高いということもございますので、やはりその理解は正しいものでなくてはならない。多面的であり、正しいもので根拠に基づいたものでなければならないということの意味合いとして、

この「正しい」という言葉を「理解」の前に入れております。

また、ウのキャリア教育の「自らの能力や適性を正しく理解」、この自分の能力や適性を正しく理解するというのは、自分を卑下して見がちな年齢、例えば中学生の時期ですとか、そういったことで自己理解が歪みなく正しくされるということは自分一人ではなかなか難しい部分もありますので、周囲の大人がそのよさを認めながら、自分のよさを正しく理解をするということの意味合いで、この文言を入れております。

○中村委員長 よろしいですか。

○宮田委員 はい。

○中村委員長 先ほど議事の進行について確認したところですが、前回十分審議して、ここでは最終確認ということでございますので、今の発言は感想ということで受け止めます。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 前回の第24回定例会で十分検討し協議された内容で、本当にしっかりした内容だと思います。特にそれぞれのところで明確化あるいは焦点化あるいは重点化されておりますので、この方向で進めていただきたいと思います。

○中村委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 それでは、議事を終了いたします。

議案第1号、平成23年度学校教育の指針について、をお諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第1号、平成23年度学校教育の指針については承認されました。平成23年度学校教育の指針について、各学校への周知についてはよろしくお願い申し上げます。

続きまして議案第2号、専決処分について（立川市公立学校教員の内申について）、まず議事の進行についてお諮りいたします。

この議案第2号は秘密会にしたいと思いますが、異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 では、秘密会を承認していただきましたので、傍聴の方に配慮いたしまして、協議、報告及びその他を先議いたしまして、その後に議案第2号の順番で議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしとのことでございますので、協議から先議して、報告、その他が終わりましたら議案第2号を秘密会で行うようにしていきたいと思います。

(1) 教育委員学校訪問にかかる基本的考え方について

○中村委員長 協議 (1) 教育委員学校訪問にかかる基本的考え方について、協議いたしますが、これは事務局提案という形ではなく、私のほうから経過とか配付資料の概要についてご説明していきたいと思います。

配付資料でございますが、これは、一昨年から継続的に勉強会、勉強会というのは基礎勉強でございます、意見交換ということではございませんが、勉強会のまとめとして、各委員から出されました思いとか願いあるいは意見などを澤教育委員がまとめたものでございます。

本協議は、配付資料の「Ⅰ 教育委員」というところがございます。そこに書いてありますけれども、教育委員会が、大所高所から「基本方針」を決定する基礎資料を得るための学校訪問です。

同じく、「Ⅱ 教育委員の具体の役割」、そこに2つ書いてありますが、2つの狙いを達成しながら我々が少ない時間で効果的に学校訪問に参加できるようにするため、本協議を行うものでございます。

一昨年あたりから継続してきた勉強会で、「Ⅴ 課題」に書いてありますけれども、その問題を解決して、先ほど言った「Ⅱ 教育委員の具体の役割」、その狙いにしていくために学校訪問を種別に各々の機能を整理してまいりました。

その概要を説明いたしますと、訪問種別といいますと、入学式とか卒業式の儀式的な行事あるいは周年行事もあると思います。それから教育委員会訪問がございます。道徳授業地区公開講座がございます。それから、立川市では29校が行っております研究発表会、運動会、文化祭などの一般の学校行事、それから懇談会など、それを訪問の種別ごとに訪問の機能を、例えば情報収集や実態把握、あるいは管理職や教職員との意見交流、あるいは保護者や地域の方々との様々な交流、あるいは我々教育委員としてのアピール、それをマトリックスで整理して、それぞれの機能を明確にしてきた勉強会をしてきました。

しかし、訪問種別ごとに機能を整理して明確にしても、埋めたマトリックスの機能をすべて埋めるだけ参加できないという問題点が出てきました。学校訪問は本資料の「Ⅲ 学校訪問の機会」にも書いてありますが、平成21年度は年間で150回になっております。私どもが各学校訪問をした際に、多くの学校で、多くのいろいろな講師の方々から、他市ではほとんど教育委員にお目にかからないけれども、立川市では教育委員の方が出席されていると驚きの声を多くお聞きします。立川市は本当に教育委員がよく参加されているという声でございます。

しかし、澤教育長は別でございますが、我々は非常勤特別職の公務員ですから、いろいろな仕事をやり繰りしながら、なるべく多くの回数参加するよう各委員が努力してくださっております。その結果が150回という回数だと思います。

そこで、本協議では訪問種別ごとに参加の方法のルールを作成して、同じ参加回数で

も教育委員としての役割が果たせる、先ほどの「Ⅱ」に書いてありました教育委員の具体的な役割、第一義的には2つございましたけれども、その狙いが達成できるように学校訪問の方向性を明確にしていくためにここで協議しようとするものでございます。

少し長くなりましたけれども私から概要とか資料の位置づけについて説明いたしましたので、続きまして、この基本的な考え方について、配付資料によりまして澤教育長から説明をお願いします。

澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 今、委員長からお話ございましたけれども、だいぶ実践を積みながら勉強会でいろいろ皆さんの意見、思い、願いをまとめたつもりでありますけれども、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」、「Ⅴ」は省略させていただいて、Ⅵから説明したいと思います。

「Ⅵ今後の学校訪問の基本的考え方」、これは平成23年度から実施するということがありますけれども、まず儀礼的行事、これは当然必須となりますけれども、今年は周年行事も多かったのですが、通常ですと卒業式、入学式等々含めるとだいたい年間2回から7回ぐらい、回数はなかなか定まりませんが、儀礼的行事は必ず参加する。

2番目は教育委員訪問です。これも年間15回、15校を訪問したいということでありますので、この意味は、教育委員訪問を、この2年間で大きく変容はしてきたのですが、従前はどちらかと言うと教育委員会全部が行って訪問懇談をするのですが、ある意味では「御用聞き」的、「要求型」と書いてありますけれども、そういうような内容もある種多かったわけで、平成22年度からは全校からの希望をとりまして、希望によって教育委員だけが訪問するという形をとっています。

これとは別に指導課訪問というのが制度化しておりますので、行政と委員と切り分けたというふうに考えてもらったほうがいいと思いますが、そういう中でやってきましたけれども、今後は、さらに訪問成果をきちっと高めるためにはテーマを絞っていくということ。ですから学校からの希望ではなくて、教育委員会我々からの指名校方式といたしまして、15回の意味というのは、任期中、各校最低2回は訪問できる形で、少なくとも2年で全校を回るという形をとりたいというようなことで、年間15回という意味はそういうことで、必須とするという意味もそういうことです。

3番目の道徳授業地区公開講座ですが、これは地域選択必須と書いてありますが、地区別、年度校区別の参加方式ということで、平均するとだいたい7回、委員によって6回から9回ありますけれども、地区担当制を設けようということであります。裏面を見ていただきますと、例えばですが、第一中学校区につきましては委員長、第二中学校区についても委員長ということで、第三、第四中学校区については田中委員長職務代理という形、以下、地区指定をしていこうという話になります。

これにつきましては4人の委員を中学校区に分けて、それぞれの校区へきちっと参加していく、地域において顔の見える教育委員ということをアピールしていこうということでもありますので、私のほうは主催者側でももちろんありますけれども、基本的には全

校参加の方式でいきたいと思っています。それから、毎年担当校区を変えることによりまして、各委員としては任期中に全校を回れる形をとりたいということです。

4 番目は、一般学校行事です。これは運動会とか学芸会がありますが、これについては任意とさせていただきたいと思います。

5 番目については研究発表会、研修等ですが、これも基本は任意ですけれども、ただし、一部の研究発表会については必須として実施したい。小学校は2校程度、中学校は1校程度、我々のほうで選択をして、全員参加としたいということで、これも年間3校で3回程度ということになると思います。

6 番目の学校で行われる懇談会、イベントなど、これは完全に任意とさせていただいて、ただ、どうしても挨拶等が必要な場合は委員長が参加するということで考えております。

「Ⅶ 新基準の効果予測など」ですが、これは新基準といいたいまいしょうか、新しい考え方でいきますと、必須訪問ということで3つの分野に限定することによりまして、教育委員による学校訪問の目的の明確化を図る、成果に繋げることができるのではないかとということです。

2 番目の一般学校行事、研究発表会などは任意として負担軽減を図りますけれども、特に学校における児童生徒、教職員の実態把握については、先ほど言いました教育委員訪問を希望制ではなくて必須の指定校訪問制にしておりますので、これによって重点化をして、逆に訪問体制をしっかりと強化していこうということでもあります。また、研究発表会については一部必須といたしますので、教育委員会として研究の成果、方向性などを検証する材料としたいということです。

これらの改革によりますと、各委員の訪問回数というのは年間32回、月2.6回ということで、これに月2回の教育委員会がありますので、だいたい毎週出る形になります。

4 番目ではありますが、運動会・学芸会は完全任意としていきたいと思っています。

以上等々のことでいきますと、具体的な訪問校としては儀礼的なものについてはマックス7校、教育委員訪問指名校が15校、これは次回、次々回の勉強会で具体的な学校については議論したいと思っていますけれども、そんな形です。研究発表校訪問は3校、道徳授業地区公開講座は平均ですけれども7校程度ということで考えております。

裏面は先ほど言いました道徳授業地区公開講座の担当地区割、1 番目は中学校区別の割振りで、2 番目はそれを割っていったときの学校の数になります。概ね6校から9校ということになります。

説明は以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。どちらも委員提案という形でなされ、私と澤教育長からの説明を受けまして、皆さんが努力してきたことの悩みとか、忌憚のない、特に感想のほうが多いのではないかと思いますけれども、ございましたらお願いします。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 ただいま中村委員長そして澤教育長から説明のあったこの方向で、私は基本的な考えとしては進んでいきたいと、そう思います。

自分について簡単に申し上げれば、1つは、29校すべてが参観できる。しかも教育にはそれぞれ係わりながら参観できる、これは大きな成果に繋がると思うんですね。

もう1つは、希望校から指名校にして、教育委員が積極的に学校に係わり、それが今後の私どもの施策に反映できる、そういうことを考えあわせて、この方向でお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

私も教育委員になってから、ここに問題点がいくつか書いてありましたが、最初は生の声をそのまま受け取ってしまうというようなことがおうおうにして私自身ございました。また、訪問姿勢についても誤解を生じないようにありましたけれども、私も幾つか指摘を受けたことはございます。そうした点を踏まえて、教育委員の具体の役割を果たすために、なるべく効果的にという具体案が示されたわけですが、ほか、いかがでしょうか。

宮田委員、お願いします。

○宮田委員 私も教育委員として適格かわかりませんが、訪問について、どのような形で参加させていただくのがより良いのかということをいつも考えていまして、長い歴史の中での教育委員会の大切なものも受け継ぎながら、さらにより良くしていくにはどうしたらいいかということを本当に毎日のように考えておりました。このたびこのような形に整って、また4人のチームワークとしてより意見交換が充実するでしょうし、目的も明確化するということで、ありがたいなと思います。頑張っていきたいと思えます。

○中村委員長 私も、各学校を訪問したときに資料をまとめていますけれども、こういう勉強会をするにしたがって生から見た、我々が何をしなければいけないという、そういうまとめ方に自分自身でも少し、自分で言ったらおかしいですけども進化してきたような気がいたします。

ほか、ございますか。古岡委員。

○古岡委員 全くそのとおりだと思います。

○中村委員長 ほかはございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 それでは、教育委員学校訪問にかかる基本的考え方については、提案した方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では、この方向でやっていきたいと思いますので、協議を終了いたしまして、本日承認された方向を各学校に周知をよろしくお願いいたします。

私どもも、基本方針に沿って、訪問をよろしくお願いしたいと思います。また事務局

には、4月からの具体的な詳細案の作成をよろしくお願いいたしますと思います。

◎報 告

(1) 入学式・卒業式の適正実施について（通知）

○中村委員長 続きまして報告に入っていきたいと思います。

報告(1) 入学式・卒業式の適正実施について、報告を事務局よりお願いいたします。
並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 それでは、ご報告をいたします。

入学式・卒業式の適正実施についての通知については、平成22年12月27日付で教育部長名で各学校に既に通知をいたしました。そのことのご報告でございます。

入学式・卒業式等の実施につきましては、本市においては、これまで学習指導要領に則り適正に実施されてきております。また、平成17年1月7日付でお示した入学式・卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施についての通知、実施指針等を確認するとともに、児童生徒に国旗、国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づき入学式及び卒業式等を適正に実施するよう、このことについては既に昨日の校長会において、職員の指導をするよう指示をしております。

教育委員会といたしましても、今後の入学式・卒業式等の適正な実施について指導してまいります。

以上でございます。

○中村委員長 今の報告について、質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 昨日の校長会で周知して下さったということでございます。

報告(1) 入学式・卒業式の適正実施について（通知）、は終了いたします。
その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 先に次回の日程確認をしていきたいと思います。

平成23年第2回立川市教育委員会定例会は、平成23年1月27日木曜日、午後1時30分より、104会議室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 それでは、議案に戻りまして、先ほどお諮りして承認を得ましたとおり、議案第2号については秘密会といたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時12分再開

○中村委員長 休憩を解いて、再開いたします。

◎閉会の辞

○中村委員長 平成23年第1回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

皆さんありがとうございました。

午後 2時13分閉会

署名委員

.....

委 員 長